

各務原市部活動を考える会設置要綱

(令和6年11月14日教育長決裁)

(設置)

第1条 部活動の段階的な地域移行について、関係者から幅広く意見を聴取するため、各務原市部活動を考える会（以下「考える会」という。）を置く。

(意見聴取事項)

第2条 考える会においては、部活動の地域移行に関する検討、準備、運営その他部活動の地域移行に必要と認められる事項について意見を聴取する。

(組織)

第3条 考える会は、次に掲げる16人以内の構成員をもって組織する。

- (1) 各務原市PTA連合会の役員
- (2) 各務原市校長会の代表者
- (3) 各務原市教頭会の代表者
- (4) 各務原市スポーツ協会の役員
- (5) 各務原市中学校体育連盟の役員
- (6) 公益財団法人かかみがはら未来文化財団の職員
- (7) 部活動の顧問を担当する教員
- (8) 学識経験を有する者
- (9) 市の職員
- (10) その他教育委員会が適当と認める者

2 考える会に会長を置き、前項第2号に規定する者をもって充てる。

(会議)

第4条 考える会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて教育委員会が招集する。

2 会議の進行は、会長が行う。

(守秘義務)

第5条 会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 考える会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。